

17 宇市人第 605 号

平成 17 年 11 月 4 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

回 答 書

平成 17 年度の宇治市職員の給与改定について、下記のとおり回答する。

記

1 給与改定

(1) 給料

給料表の給料月額を別表のとおりとする。

(2) 諸手当

ア 扶養手当について

配偶者に係る扶養手当の支給月額を 13,000 円とする。

イ 勤勉手当について

(ア) 平成 17 年度の勤勉手当の支給割合について

平成 17 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合を 100 分の 75 とする。

再任用職員については、平成 17 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合を 100 分の 40 とする。

(イ) 平成 18 年度以降の勤勉手当の支給割合について

平成 18 年度以降、6 月期及び 12 月期に支給する勤勉手当の支給割合をそれぞれ 100 分の 72.5 とする。

再任用職員については、平成 18 年度以降に支給する勤勉手当の支給割合を 100 分の 40 とする。

2 改定の実施時期等

(1) 改定の実施時期について

平成 17 年 12 月 1 日から実施する。

ただし、1 の (2) のイの (イ) については、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

(2) 平成 17 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置について

平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、次の A により算定した額から B と C によりそれぞれ算出した額の合計額に相当する額を減じた額とする。

また、減じる額が、A により算定した額以上となるときは、期末手当は支給しない。

A 期末手当基礎額に、平成 17 年 12 月に支給する期末手当の支給割合を乗じて得た額に、在職期間別の割合を乗じて得た額。

B 平成 17 年 4 月 1 日（同月 2 日から同年 12 月 1 日までの間に新たに職員になった者にあつては、新たに職員になった日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、調整手当及び住居手当の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月から 11 月までの月数（同年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間等がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮した月数を減じた月数）を乗じて得た額。

C 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額。

計算式

$$A - (B + C) = 12 \text{ 月の期末手当支給額}$$

$$A \leq (B + C) \text{ の場合は 12 月の期末手当は支給しない。}$$